

**令和 6（2024）年度第 2 回ゼニガタアザラシ保護管理協議会
議事要旨**

日時：令和 7 年 1 月 28 日（火） 15：00 ～ 17：00

会場：えりも町林業総合センター

**議事 1. えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第 3 期）（案）
に関するパブリックコメントの結果について**

- えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第 3 期）について 2024 年 11 月 19 日から 2024 年 12 月 20 日まで実施したパブリックコメントの結果について事務局より報告を行った。

【主な意見】

- なし

議事 2. 令和 7（2025）年度環境省えりも地域ゼニガタアザラシ管理事業実施計画策定（案）について

- 事務局と小林会長代理より今年度の事業実施状況と令和 7 年度環境省えりも地域ゼニガタアザラシ管理事業実施計画について説明を行い、地域関係者と意見交換を実施した。

【共有事項】

- ① 今年度の事業実施状況（事務局より説明）
- 被害防除対策、上陸個体数調査などほとんどの現場作業が終了し、現在は年齢査定、防除対策の実施結果の集計などの分析作業が進行中である。
 - 近年、漁具への被害が目立っている。
 - 防除格子網については、実際に運用している漁業者からは「安心感がある」という肯定的な意見や「付着した異物の除去が手間である」、「魚の入網も妨げているのではないか」、「マグロによる破損が起きている」といった否定的な意見も出ている。
 - 定置網の捕獲の際に合わせて使用していたポケット網は、運用に際し手間がかかるため、来年度以降の使用を中止したい旨、漁業者から意見があった。
 - 捕獲は目標の 62 頭を達成し、混獲数も 70 頭と例年並みか、やや多い程度で

あった。

- 上陸数モニタリングの結果は昨年度と変わらないという印象であった。
- 行動圏調査は成獣2頭（メス1頭オス1頭）に発信機を装着。そのうちオスについては後日死亡が確認され、回収済みである。メスは継続して追跡中である。
- 上陸個体数の自動カウントについてはソフトウェアがほとんど完成している。来年度からの実用化を目指す。
- 普及啓発活動の一環として捕獲個体の水族館譲渡が実現した。また、えりも町での出前授業の依頼もあり、内容を検討中である。

② 令和7年度事業実施計画について（事務局より説明）

- 海棲哺乳類による漁業被害防止に関する音響による忌避について国内外の最新事例を文献調査等により収集するとともに、慣れ防止のために他の非致死の被害防除対策を組み合わせるなど、令和8年度以降の試験的導入に向けた具体的検討を行う。
- 海棲哺乳類への非致死の被害防除対策として、追い払いや学習放獣等、音響以外の機器についても情報を収集する。
- 過年度の水中カメラの映像から漁網周辺でのゼニガタアザラシの行動について解析する。
- 原則として漁業被害が現に報告されている定置網やその周辺に来遊する個体を優先的に捕獲できる可能性がある定置網で捕獲を実施する。また、被害をもたらす個体を優先的に捕獲できるよう、定置網に執着している個体について十分な観察等により捕獲するよう努める。
- 漁業者や有識者等との意見交換等を通じて、より効果的で実施可能な捕獲方法や忌避方法を検討する。
- 近年、ゼニガタアザラシによる定置網など漁具への被害が目立っていることを受けて、主に捕獲網の装着期間中の被害軽減について検討を行う。
- 捕獲にあたっては、以下の考え方等に基づき捕獲数を設定する。
- 現在のえりも地域のゼニガタアザラシの生息数は、目標としていた事業開始時比8割を十分に達成している。これについて近年は増加率を上回る強い捕獲圧がかけられている。一方、モニタリングの精度向上の必要性など、課題も残る。
- 国外では高病原性鳥インフルエンザウイルス（HPAIV）によると思われる鰭脚類の大量死が報告されている。そのため、今後の急激な個体群の減少も想定しておく必要がある。
- 管理計画策定時点(2016年)に入念に実施した資源管理シミュレーションでは、感染症による大規模な大量死が生じない限り100年後の絶滅確率はほぼ0%

であった。一方で、近年の温暖化傾向で、餌環境も含めたゼニガタアザラシの生息環境に変化もみられるため、生物学的なパラメータにも影響を及ぼす可能性があり、従来と比較して捕獲頭数の設定は慎重になる必要があるとともに、モニタリングの精度も一層向上させていく必要がある。

- 生物学的パラメータが従来と変わらず、かつモニタリングに関する条件も変化がないという前提において、これまで利用できる上陸頭数などの観察データを利用した個体群動態推定によれば、現在の個体数レベルを概ね維持することができる令和 7（2025）年度の捕獲上限数は、数年間の継続を考慮した場合 20 頭程度（行動圏調査等による放獣個体、混獲個体を除く）と考えられる。そのため、定置網に執着する個体が確認され、防除格子網では漁業被害が避けられない等、非致命的被害防除対策が難しい場合に、漁業被害軽減の観点から定置網においてこの数を上限に捕獲を行う。
- 多くの個体が意図せず捕獲（＝混獲）されていることを踏まえ、管理計画に基づいた適切な捕獲が行われるよう混獲防止に努めるとともに、混獲が生じた場合、環境省担当官への報告について、漁業者に周知するものとする。
- 捕獲頭数が捕獲上限数に達した際においても、顕著な漁業被害をもたらしていることが確認される等の個体が見られる場合は、他の措置が有効でなく、かつ個体群管理の上で安全であるという条件の下で、環境省担当官と協議の上で緊急避難的に必要最小限の頭数を捕獲する。
- ドローンや目視調査による観測データに基づき存続可能性評価を行うとともに、順応的管理の観点から必要な情報を収集し、令和 8（2025）年度の捕獲上限数については、科学委員会の意見を踏まえ、令和 8（2025）年度実施計画で設定する。
- 近隣諸国や国内で鰭脚類の大量死が生じる等、不測の事態による急激な生息状況の変化が個体群に見られた場合もしくは見られる可能性が高まった場合は、捕獲を実施している年度内においても捕獲数を柔軟に見直すこととする。
- 鳥インフルエンザ等の感染症が懸念される状況が生じた場合、捕獲従事者に対して安全対策の周知を行う等、関係機関と連携して必要な対策を講じる。
- 写真撮影により個体識別を行い、寿命や上陸率、利用岩礁等に関する基礎的知見を得る。また、効率の良い個体識別手法について検討する。
- 現在、ゼニガタアザラシの歯の切片を用いて年齢査定が行われているが、血液 DNA のメチル化レベルに基づく年齢推定等、新たな手法について検討する。
- えりも地域を含む釧路沖の平均海面水温（年平均）はこの 100 年間で 1.66 度上昇している（気象庁、2024 年 3 月 5 日発表）。海水温の上昇がゼニガタアザラシ等に与える影響について、飼育個体からの情報を得るなど、情報収集に努める。

- 捕獲個体の譲渡に努め、ゼニガタアザラシの生態や本事業の理解が深められるようパネル展を共催するなど、水族館・動物園との連携による普及啓発を行う。
- えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図るため、出前事業等を通じて、海洋生態系におけるゼニガタアザラシの役割や、気候変動が海に与える影響などについて、主体的・対話的で深い学びを提供する。
- 第1期管理計画開始時から現在に至るまでのゼニガタアザラシのえりも個体群と漁業被害の変遷を解説した。
- 資源量に対する混獲の割合が多いこと、捕獲がメスに偏っていることから、当初の想定よりも個体群に対して負のインパクトが大きくなっている。
- 仮に現在の個体数を維持するという目標を達成する場合、捕獲頭数は0頭ということになるが、極端な変更は現場の混乱を招くので、20頭という案を提示した。
- 来年度以降、各種モニタリングの結果や生物学的パラメータの精査を実施することにより、計算結果を更新する可能性がある。

(委員)

【主な意見】

- 悪質な加害個体を選択的に捕獲することで、えりも個体群を維持しつつ、効率的な被害軽減を図るということが第3期保護管理計画における新しいアザラシ管理だと考えている。
- 漁獲量が少ない状況で、メンテナンスの手間や魚が入ってこなくなることへの懸念が防除格子網の使用に対する判断材料になると考えられる。

(委員)

- えりも地域でのゼニガタアザラシの管理開始以降、100年以内の絶滅確率10%未満を保証するという前提の上で捕獲を行ってきたが、生息数の目標値を提示していただきたい。具体的な数値目標が無いまま管理を続けることは妥当ではないのではないか。(漁業関係者)
 - 野生動物の生息数というのは様々な要因によって左右されるので、確定的な数字を示すことは難しい。(委員)
 - 絶滅危惧種と判定される基準の一つとして、個体数の減少率というものがある。急激な個体数の減少を抑えるというのが当面の目標。(事務局)

- これ以上積極的な捕獲が実施できない段階まで進んだ場合、そこで捕獲を完全にやめてしまうのか、増加率や自然死亡率などを考慮して上限を都度設定して捕獲を継続するのか、どちらで考えているのかお聞きしたい。(漁業関係者)
 - 突然捕獲を止めるということではなく、毎年状況を見ながら捕獲数を調整するということになると思う。(事務局)
 -
- 我々もえりもで漁業に携わっている以上、アザラシによる被害を魚1尾たりとも許すことができないと思っているわけではない。彼らも生きていくために必死だと思うので、我々と一緒にやっていかなければならないという気持ちを持っている。そこは誤解しないでいただきたい。
- 捕獲上限数 20 頭というのは捕獲と混獲の合計なのか。上限数に達しなかった場合、次年度への持ち越しはあるのか。(漁業関係者)
 - 混獲は含まない、捕獲のみの上限数である。次年度への持ち越しはない。(事務局)
 - 混獲については人為的にコントロールができないので、混獲頭数があまりにも多いようであれば、捕獲の上限数を見直す可能性もある。(委員)
- 捕獲上限数 20 頭というのは、個体数の減少を止めるものなのか、和らげるものなのか、どちらなのかお聞きしたい。(漁業関係者)
 - 20 頭の捕獲で当面は問題ないが、何十年も続けていくと緩やかに減少していくという計算結果になっている。(事務局)
- サケ定置網のことばかり話題に挙がるが、タコの被害もそれなりにあるので、そちらにも目を向けてほしい。(漁業関係者)
 - 音響忌避装置が効果を発揮すれば、タコ漁業に対しての被害軽減も見込める。(事務局)
- サケ定置網で被害防除が進めば、その分タコ漁業で被害が大きくなるのではないかという懸念がある。タコ漁業者としては、アザラシの絶対数を増やさずに、間引きを継続していつてもらいたい。(漁業関係者)
- 前回の協議会でドローンによる追払いなども提案したが、今回特に話題提供が無かった。音響忌避について海外で成果が出ているのであれば、早急に具体的な案を出して検討していただきたい。(漁業関係者)
 - 音響忌避装置については詳細がまだわかっていないので、特性等調査し

たうえでの購入、試験に早急に取り組みたい。(事務局)

- 金銭的な負担が少ない効果的な防除手法について情報提供を行っていただきたい。(漁業関係者)
- 防除格子網について、素材や色などについて改良の余地があるのであれば漁業者の方々にお聞きしたい。(事務局)
 - 現状のもので特に問題はない。(漁業関係者)
- 赤潮以来、ミズダコはいくらか回復しているようだが、ヤナギダコが全く捕れていない。その辺りの調査を行っていただきたい。(漁業関係者)
 - その調査は環境省ではなく、振興局に依頼した方がよい(漁業関係者)

議事 3. その他(事務局)

- 鳥インフルエンザの感染が疑われる個体を発見した場合は防疫に努めていただきたい。
- 第3期管理計画は今後行われる審議会で諮問にかけられるが、基本的には現在提示している案で確定させるべく事務手続きを進めている。